

平成29年度第1回山口市農業委員会農地部会議議事録

- 1 日 時 平成29年4月21日（金）午前9時30分～午前10時30分
- 2 場 所 小郡総合支所 3階 第5会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員（20名中18名：農地部会委員17名及び会長1名）
木原 義則、小野 基之、中川 恵美子、片山 潤之、
藤原 敏郎、勝本 紘、渡邊 輝男、恒富 竹司、長尾 進、
藏重 秀雄、永松 之生、金子 哲昌、佐々木 慶市、綾城 初江、
田戸 洋志、中村 敏、山根 伊都子、安田 敏男

(2) 欠席委員（2名）
藤村 守、海地 博志

(3) 事務局
末貞局長・山根副参事・開地副主幹・中川

(4) 会議傍聴人
なし
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名

(2) 議案審議

(3) その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。

ただいまから平成29年度第1回山口市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日は在任委員数19名中、出席委員数17名、欠席委員2名、在任委員の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、本会議の議事録署名委員に、川東地区の藤原 敏郎委員と勝本 紘委員を指名します。

よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日の審議は、農地法に係る3条・4条・5条、農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、及び現況証明についてです。

審議後は報告事項として、農地法関係の届出等の状況、転用諮問事案に対する答申となっております。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから北東へ280mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、2,901アールとなります。

農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号及び第3号、陶は関連があるので、一緒に説明いたします。

申請地は、陶地域交流センターから北西へ630mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員と無職の者です。

住宅の排水路として利用するため、地役権の設定を行うものです。

なお、農地法第3条による地役権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、特定の

事務局開地

土地の利用価値が増大するものでなく、公序良俗に反するものでない場合に限り認められるものです。

また、この事案の許可につきましては、議案第32号及び第33号と同時施行といたします。

議案第4号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南へ1.4kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、67アールとなります。

農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.8kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、新規就農者として申請地を取得し、柑橘類を栽培し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、261アールとなります。

農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号 徳地岸見です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ4.3kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は80アールとなります。

農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、阿東徳佐下です。

申請地は、JR鍋倉駅から北東へ1.2から1.5kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

後継者として贈与により申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、110アールとなります。

事務局開地

農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第8号、阿東嘉年上です。

申請地は、阿東地域交流センター嘉年分館から北西へ2.8から3.0kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請人は、農地所有適格法人嘉年ハイランドの構成員であり、当該法人に利用権設定されている農地を取得するものです。

なお、この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は98アールとなります。

農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において、現地調査および議案審議を過て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第3条申請についての議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第1号から議案第8号について一括で採決を行います。

農地法第3条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る申請については、全て許可といたします。それでは次に、農地法第4条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは8ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図9ページをお開きください。

議案第9号、維新公園二丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから南東へ900mに位置する都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域が定められた地域内にある第3種農地につきましては、単に用途地域内にある第3種農地と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住する、無職の者です。

敷地内に駐車場がないため、造成するものです。

議案第10号、維新公園二丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから南東へ900mに位置する用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、無職の者です。

維新公園が近く、利便性の良い申請地を宅地分譲するものです。

議案第11号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南東へ750mに位置する用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、アパート経営者です。

学生用のアパートで駐車場がなかったが、アパート住人から要望があり、造成するものです。

議案第12号、矢原町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南西へ790mに位置する用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、ゴルフ練習場を営む者です。

申請地周辺にアパート、店舗等が増え、駐車場の賃貸需要に対応するため、増設するものです。

事務局開地

議案第13号は、取り下げられました。

議案第14号、小郡下郷です。

申請地は、小郡総合支所から南西へ120mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

現在借家を経営しているが、事業規模拡大のため、小郡総合支所や大型商業施設等に近く、交通の便のよい申請地に共同住宅及び貸駐車場を整備するものです。

議案第15号、徳地藤木です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から南西へ2.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。

申請地は、山の裾野で、地下水の排水、野猪等、病害虫対策など耕作条件が不利であるため植林するものです。

なお、この事業につきましては農用地区域除外後施行といたします。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条申請についての議案審議を終わります。

木原部会長

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第4条に係る申請について、議案第9号から議案第15号について、一括で採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは、次に、農地法第5条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局開地

それでは、13ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図16ページをお開きください。

議案第16号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北東へ360mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、米穀業を営む者です。

隣接する会社に来客用駐車場が少ないため、貸駐車場として造成し、賃貸するものです。

議案第17号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南へ2.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、美祢市内に居住する、設備工事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業に参入するものです。

議案第18号、大内長野です。

申請地は、大内地域交流センターから北東へ1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、福岡県福岡市内に本店を有し、太陽光事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

事務局開地

議案第 19 号、大内長野です。

申請地は、大内地域交流センターから北東へ 1.4 km に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、福岡県福岡市内に本店を有し、太陽光事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第 20 号、大内長野です。

申請地は、大内地域交流センターから東へ 710 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、大阪府茨木市内に居住する、会社役員です。

日照条件の良い申請地を借り受け、売電事業に参入するものです。

議案第 21 号、大内千坊五丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ 1.1 km に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、宅地化が進み学校、スーパー、医療関係等が集合し需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法に規定する開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第 22 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ 1.5 km に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第 23 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ 1.4 km に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、岩国市内に本店を有し、再生エネルギー発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業の拡大を図るものです。

事務局開地

議案第 2 4 号、吉敷佐畑二丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ 2 3 0 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、宅地の需要があるため、宅地分譲するものです。

議案第 2 5 号、維新公園一丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから南東へ 7 2 0 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

閑静な場所で、交通の便もよいため、自己用住宅を建築するものです。

議案第 2 6 号、吉敷上東二丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北東へ 8 7 0 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、美祢市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

周辺の宅地化が進み、交通の便が良く、需要が見込めるため、宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第 2 7 号、吉敷上東三丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから東へ 2 1 0 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

近隣の開発地の売れ行きも好調で、需要が見込まれることから宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第 2 8 号、平井です。

申請地は、平川地域交流センターから北東へ 1 k m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

山口大学が近く、需要が見込めることから、共同住宅を建設するものです。

議案第 2 9 号、平井です。

事務局開地

申請地は、平川地域交流センターから北東へ650mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

周辺の宅地化が進み、需要が見込まれるため、宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第30号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ760mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、下関市内に居住する、会社員です。

申請地は、通勤の便が良く、環境も良いため自己用住宅を建設するものです。

議案第31号、矢原です。

申請地は、JR矢原駅から北東へ150mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

近隣の開発地の売れ行きもよく、需要が見込まれるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第32号、第33号、陶です。関連があるので、一緒に説明いたします。

申請地は、陶地域交流センターから北西へ630mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、それぞれ市内に居住する会社員と無職の者です。

地役権を設定した申請地を住宅の排水路として利用するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案34号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北へ750mに位置する農用地区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

農作業の利便性を高めるため、申請地を借り受け、農作業車両置場と資材

事務局開地

置場を設けるものです。

なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第4条第6項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

議案第35号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ1.1kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、農地所有適格法人です。

既存の農業用施設の敷地では、作業場所が足りないため、申請地を借り受け、農業用施設として整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農業用施設であり、農地法施行令第4条第1項第2号イに該当し、許可の対象となるものです。

議案第36号、小郡前田町です。

申請地は、JR新山口駅から南へ730mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産管理業を営む法人です。

商業地域に位置しており、貸倉庫及び貸駐車場の要望があったため、申請地を借り受け、整備して貸すものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第37号、小郡新町一丁目及び二丁目です。

申請地は、JR上郷駅から南西へ650mに位置する、用途地域内にある第3種の農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

閑静な場所で、交通の便が良く、需要が見込めることから、宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第38号、阿知須です。

申請地は、阿知須地域交流センターから北東へ690mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、公務員です。

現在借家住いであるが、子供の成長に伴い手狭となったため、自己用住宅を

事務局開地

建設するものです。

議案第39号、阿知須です。

申請地は、阿知須地域交流センターから北西へ160mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、住宅建築業を営む法人です。

申請地近くで分譲住宅を建築するに当たり、一時的に工事用車両の駐車場として借り受けるものです。

議案第40号、阿東徳佐中です。

申請地は、阿東総合支所から西へ180mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有し、土木建築業を営む法人です。

既存の資材置場が手狭となり、申請地を取得し資材置場として造成するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

なお、議案の第36号につきましては、利害関係者に当たる蔵重委員がいらっしゃいますので、他の議案と切り離して、最初に議案第36号の審議を行います。

恐れ入りますが、蔵重委員は、この議案の採決終了まで御退席をお願いします。(事務局の誘導により、蔵重委員、退席)

それでは第36号の議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で第３６号の議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました第３６号について採決を行います。

第３６号議案について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議いたしました議案第３６号議案について、許可といたします。

それでは、以後の議案につきましては、蔵重委員の審議参加を認めます。

蔵重委員の入室をお願いいたします。（事務局の誘導により、蔵重委員、入室）

引き続き、農地法第５条に係る、第３６号議案以外の審議を行います。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第５条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第５条に係る申請について、議案第１６号から議案第３５号及び議案第３７号から議案第４０号について、一括で採決を行います。

農地法第５条に係る申請について、全て許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第５条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

木原部会長	それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。
事務局開地	それでは、２９ページをご覧ください。 農用地利用集積計画について説明いたします。 議案第４１号です。 地区協議会において、協議していただいたとおりで、 合計１６４筆２４０，０８９㎡でございます。 計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。 御審議よろしく願いいたします。
木原部会長	ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。 【意見なし】
木原部会長	特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画について、採決を行います。 決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
木原部会長	挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、計画案のとおり決定し、山口市に回答します。 それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。 議案説明を事務局よりお願いします。
事務局開地	それでは、３０ページをご覧ください。 農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。 議案第４２号です。 地区協議会において協議していただいたとおりで、

事務局開地	合計 35 筆、68,074 m²でございます。 計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。 御審議よろしく願いいたします。
木原部会長	ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。 【意見なし】
木原部会長	特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画について、採決を行います。 「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
木原部会長	挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議なし」として、山口市に回答します。 それでは次に、現況証明についての審議を行います。 議案説明を事務局よりお願いします
事務局開地	それでは、31 ページをご覧ください。 合わせて、参考位置図 39 ページをお開きください。 議案第 43 号、現況証明、仁保下郷です。 登記地目が畑の土地 1 筆 863 m²については、申し出によれば、申請地は平成 13 年から耕作が放棄され荒廃し、現在に至るものです。 荒廃で面積が 500 m²以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。 議案第 44 号、現況証明、平井です。 登記地目が畑の土地 1 筆 59 m²については、平成元年頃から水路として利用され、現在に至るものです。 昭和 45 年 10 月以降で 20 年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。 議案第 45 号、現況証明、平井です。

事務局開地

登記地目が畑の土地1筆28㎡については、平成元年頃から、隣接する1047番7の宅地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第46号、現況証明、陶です。

登記地目が田の土地62㎡については、昭和49年頃から宅地への進入路として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第47号、現況証明、秋穂東です。

登記地目が田の土地373㎡については、昭和52年頃に耕作をやめ、宅地や雑種地として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第48号、現況証明、深溝です。

登記地目が畑の土地1筆、526㎡については、申し出によると、平成18年10月2日付で非農地証明を受けた後、平成19年に農業用倉庫が建築され、現在に至るものです。

当該土地は、非農地証明を受け農業用倉庫が建築されましたが、国土調査の時期と現況証明の時期が重複し、さらに倉庫建築前だったため、国土調査により平成19年5月10日付けで畑として認定されたため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第49号 現況証明、阿東嘉年上です。

登記地目が畑の土地1筆、561㎡については、昭和50年頃に杉や桧を植林し、山林となり現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等があればお願いします。

恒富委員	議案第４５号で、登記地目が畑と説明がありましたが田ではないのか。
山根副参事	ご指摘のとおり、登記地目は田です。説明の誤りです。
木原部会長	ほかに何かありますか。
	【意見なし】
木原部会長	それでは、特に意見がないようですので議案第４３号から議案第４９号の現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求めます。
	【委員挙手（多数）】
木原部会長	挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。
	以上で本日の議案はすべて終わりました。 次に、報告事項に入ります。 事務局から報告をお願いします。
事務局開地	本日お配りしております報告第１号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。 ３月分の受付状況は記載のとおりです。また、報告第２号の諮問事案については、記載のとおりです。 報告については以上です。
木原部会長	ただいまの報告について、各委員さんから何かご質問がありましたらお願いします。 【質問なし】
木原部会長	それでは、報告事項を終わります。以上で本日の農地部会を終了いたします。

以上、平成２９年度第１回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成２９年４月２１日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

部 会 長	印
-------	---

署名委員	印
------	---

署名委員	印
------	---

記 録 者	印
-------	---